

SLN No.73 1997.9.1

外国特許の侵害訴訟裁判

—ヨーロッパにおける展望—

Dr. Rainer Moufang

(外国国際特許・著作権・競争法に関するマックスプランク研究所, ミュンヘン)

この論文は、1996年9月に九州大学の主催により開催された「知的財産権と国際紛争に関する国際シンポジウム」で発表されたものである。

近時、インターネットをはじめとする所謂サイバースペース上で、マルチメディアコンテンツなど各種デジタル情報の国境を越えた流通が急増しており、まさに情報のボーダーレス時代を迎えようとしている。しかし、これに伴い新たな知的財産権の紛争も顕在化しつつあり、今後益々増大することが予想される。

「地」との結びつきがないサイバースペースにおける知的財産権侵害では、国境を前提としてきた属地主義をどう扱うかが大きな問題となる。また、従来の国際私法における裁判管轄、準拠法の決定及び執行の問題についても、「地」との結びつきを前提としている以上限界があると言われている。今後、国際的な場において適切に対応できる理論、制度の検討が望まれる。

その意味で、今回取り上げる論文は今後わが国でこの種の問題を検討する材料として参考になると考え紹介することとした。

本誌発行のための翻訳を快諾して下さったDr. Rainer Moufangに感謝申し上げる所である。

SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター

©(財)ソフトウェア情報センター
1997

本誌記事の無断転載を禁じます。

KIRIN 00

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)3437-3071 FAX(03)3437-3398
E-mail; softic@leo.bekkoame.or.jp
URL <http://www.bekkoame.or.jp/~softic/>

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

〈目次〉

I. 序文	3
II. 問題の登場	3
1. ヨーロッパにおける最近の判例	
2. 反応及び法政策上の論議	
III. ブリュッセル協定——一般的考察	6
1. 概観	
2. 協定の適用範囲	
3. 本協定の適用は、外国特許に関する侵害訴訟の司法判断に結びつくか	
IV. ブリュッセル協定——特定の論点	9
1. 第2条：被告住所地裁判所	
2. 第6条(1)：共同被告の住所地	
3. 第5条(3)：不法行為地裁判所	
4. 第24条：暫定措置	
V. 国内の裁判権規則	12
VI. 法の抵触の問題	13
1. 一般原則：不法行為地	
2. 制限	
VII. 最後に	14

1. 序文

最近 10 年間、知的財産権の執行に対する関心はますます大きくなってきた。TRIP 協定はその規定の III 部全体をこの分野に当てている¹。同様に、他の現代の貿易協定 (NAFTA など) でも、執行の問題の独立の章を当てている。しかし、欧州連合内では知的財産権の執行の調和は、今まで国境管理措置²とコンピュータプログラムの保護³など非常に特定のな諸分野に限られていた。

*1 : 詳細は、Dreier、TRIPs および知的財産権の執行、GRUR Int. 1996, 205 ff 参照。

*2 : 詳細は、1986 年 12 月 1 日の EC 規則 3842/86 を訂正した 1994 年 12 月 22 日の EC 規則 3295/94 参照。

*3 : コンピュータプログラムの法的保護に関する EC 指令 91/250 は、欧州連合加盟国に、ソフトウェア著作権の二次的侵害に対する救済措置を定めるよう義務付けている。

したがって、ヨーロッパの観点から特許侵害訴訟の像を描こうとする試みは、多くの重要な問題が調整済みの法律によって規律されているわけではないということを考慮に入れなければならない。よく知られているように、真に統一された特許法を設けようという野心的プロジェクトにより共同体特許協定 (CPC) が作られ 1975 年にルクセンブルクで調印されたが、まだ発効はしていない。1989 年に合意された CPC 訴訟解決議定書についても同じことが言える。

比較分析により、特許侵害に関連した興味深い問題が数多くあることがわかっている。最も重要な部類の問題には、何が特許侵害となるか、特許権者はどのようにすれば侵害を証明できるか、侵害者に対して特許権者はどのような法的救済を得られるか、侵害訴訟の裁判をするための特別の裁判所はあるか、特許は無効であると被告が異議を申立てたらどうなるか、裁判所は特許を無効にする権限をもっているか、特許の有効性を前提としなければならないのか、あるいは手続の停止を命じることができるのか、といったものなどがある。

これらの問題すべてを取り扱うのは、もちろんこの講義の限界を越える。したがって、以下では一つの特定の問題のみが扱われる。すなわち裁判所は外国特許の侵害訴訟を判断できるか、判断すべきなのかという問題である。この問題は、現在の特許に関する国際的論争の一つの焦点となっており、国際レベルでの特許執行戦略の形成にとって大きな重要性をもっている。

II. 問題の登場

1. ヨーロッパにおける最近の判例

(a) 現在ヨーロッパで域外差止の問題に高い関心が向けられているのは、オランダの裁判所における最近の多くの判決のためである。議論の出発点は商標事件 (Interlas v. Lincoln⁴) であった。Interlas は、オランダばかりでなくベルギーやルクセンブルクでも Lincoln の商標を侵害した。最高裁判所は、ベネルックス地域全体で行われた行動に対して禁止的差止命令を出した。対応する事件でベネルックスの裁判所は、ベネルックス商標協定はこのような国境外での差止命令を禁じていないと判断し、この決定を支持した。

*4: 最高裁判所、1989年11月24日、1992 NJ, No. 404, 1597. *Bertrams*、ドイツ特許法における国境外での禁止的差止命令、26 IIC 618, 619 (1995)で議論されている。

その翌年以降、下級裁判所は最高裁判所のこの理由付けを踏襲して、それを特許侵害事件に適用した。一例は、ハーグ控訴裁判所が1994年に下した *ARS v. Oregon* 事件での判決である。これは、*kort geding* 手続、つまり、中間手続に類似した略式手続の枠組みの中で裁判所に提起された侵害訴訟に関するものであった。原告はオランダおよびその他の幾つかのヨーロッパ諸国で認められた欧州特許をもっていた。欧州特許は統一された出願手続に基づき EPO が与えるものだが、法的には各国特許の集合であり共同体全体の工業所有権ではない。オランダの裁判所に提起された事件では、侵害はオランダばかりでなく、欧州特許が認められた他の幾つかの国でも起きた。裁判所は被告に対して、原告が保護を受けているオランダおよびその他の諸国で特許の侵害を止める差止命令を出した。

確かに、最近のオランダ裁判所の判例は上記の例よりも複雑であり、完全に統一的な描像をなしてはいない。ある決定では裁判所は域外での差止命令を認めなかった。しかし、現在の傾向は明らかにこの可能性に傾いている。1993年の最高裁判所の判決⁵では、ハーグ控訴裁判所の他の判決における、より慎重なアプローチを明確に退けている。

*5: Hoge Raad 1993年6月4日、GRUR Int. 1994, 756 - "Vredo"; *Bertrams* (脚注4)、26 IIC 618, 622 (1995) 参照。

(b) ドイツの現代の特許判決では、オランダの裁判所で提起された問題は殆ど触れられてこなかった⁶。戦前の判例では、原告、被告双方がドイツ国民であっても、外国特許の侵害に対する裁判権を否認するのが常であった。1945年以降、特許法の文献で見解の変化が起こった。主要な注釈書や判例解説書は、明確に国際的手続法の一般原則に基づき裁判所が裁判権があるならば、外国特許に対する侵害訴訟の裁判権を認める方向に傾いている⁷。裁判権を認めた下級裁判所の判決も幾つか出ている⁸。外国商標や不正競争に関する侵害訴訟という隣接分野では、連邦最高裁判所が同様の立場を取り⁹、域外差止命令に対する裁判権を否認する強い理由はないと判断している。この点に関してドイツの法理に存在していた広汎なコンセンサスは、ブリュッセル協定の発効によって強固にされた。

*6: しかし1994年、LG デュッセルドルフは、英国特許の侵害を認める判決を下した。 *Forstner*、国際特許訴訟の取り扱いについて、Litig. Y.B. 1995, 3, 6 (1995) 参照。

*7: *Benkard*、特許法—実用新案法、第9版、ミュンヘン1994、第9節 (*Brushhausen*)、marg.no.13; 第139節 (*Rogge*)、marg.no. 100-102; *Bernhardt/Kraβer*、特許教本、第4版、ミュンヘン1986、p.540 ff.; *Stauder*、Mitarbeiterfestshrift für Eugen Ulmer, ケルンその他、1973、S. 509 ff 参照。詳しい分析は、*Weigel*、Gerichtsbarkeit, Internationa Zuständigkeit und Territorialitätsprinzip im deutschen gewerblichen Rechtsschutz, Bielefeld 1973 参照。

*8: OLG デュッセルドルフ GRUR Int. 1968, 100 – 「人工漆」; LG デュッセルドルフ GRUR Int. 1968, 101 – 「女性用体温計」

*9: BGHZ 22, 1, 13 ff.; また、BGHZ 21, 266, 270; BGHZ 23, 100, 101; BGHZ 35, 329, 330 も参照。

(c) イギリスの裁判所は同じ扱いをすることにあまり積極的ではない。Chiron v. Organon Teknika 事件でアルダス裁判官は、連合王国外で効力をもつ差止命令を出すのは正しくないと判断した。しかし彼は、その判断に対する理由については詳しく述べなかった¹⁰。同様に Plastus Kreativ AB v. Minnesota Mining & Manufacturing Co. 事件¹¹では、同じ裁判官がフランスおよびドイツの特許に関して非侵害の宣言を発する管轄はないと判断した。したがって、イギリスの裁判所の立場は最近の CAFC の Mars 判決¹² に明確に反映されている米国の裁判官の制限的アプローチに似ている。

*10: 彼の見解によれば、「差止命令による救済が適切であると決定するには、連合王国の裁判官としては考慮しなければならないことがたくさんある。オランダの裁判所では関心がなかったかも知れないが、かくて、オランダにおける中間的、予備的あるいは終局的救済の申請に対して差止命令を出すことが連合王国において適切であるかどうかは、オランダの裁判所に確信がもてるとは思えない。」

*11: [1995] R.P.C. 438 ; [1995] EIPR D-108 の要約。

*12: Mars, Inc. v. Nippon Conlux 株式会社 24 F. 3d 1368 (1994)。この判決についての詳しい検討は、Thomas, 技術の最前線を越えた訴訟: 複数国での特許の執行へのアプローチの比較, Law & Policy in Int. Bus. 277, 321 ff.

2. 反応および法政策上の議論

外国特許違反の判断は、特許の世界に広く動揺をもたらし、現在、ヨーロッパの知的財産権に関心をもつグループの最も重要な論点となっている。頻繁に出される異議は、裁判所漁りの危険、国家の統治権にマイナスの影響が出る可能性¹³、ならびに裁判所も弁護士も外国の法律について十分な知識をもっていないという事実、そして判決の承認および執行に関連した困難に関するものである。

*13: 特許権は、国の経済および社会構造に深い影響をもつと主張されている。Arnold、イングランドで外国知的財産権の侵害を訴えられるか。[1990] EIPR 254, 258 参照。

これらの批判にもかかわらず、越境差止命令は多くの理由から非常に魅力的である。費用のかかる複数の国での特許訴訟の重複を避けられるかもしれない。高い質と効率を保証する裁判所に特許訴訟が集中するかもしれない。同一の問題に関して矛盾する判決が出される危険を削減できるかもしれない¹⁴。今日の国際的流通ネットワークおよび全世界的競争の現実からは遅れているように見える特許訴訟の国際的分断を克服するのに役立つかもしれない。このことは、単一市場という概念が、調和の取れた執行機構の欠如により阻害されうるヨーロッパの現状において、特に

当てはまる。

*14: しかし、該当する法律が異なる場合は、ある国では侵害が行われたが別の国では行われていないということにもなりうる。

III. ブリュッセル協定 —— 一般的考察

1. 概観

外国特許権に関する司法判断の問題は、知的財産権法と国際訴訟法が交わる点に位置している。後者の分野はその名称にもかかわらず、国際的に守られている調整された規則とはなっていない。その結果、国際的な管轄の決定に際して日本の裁判所、米国の裁判所、あるいはフランスの裁判所で適用される規則は、かなり異なることがありうる。ヨーロッパでは、「民事および商事における裁判権と判決の執行に関するブリュッセル協定」によってかなりの調整がなされた。しかし、このブリュッセル協定は、国際的な要素をもつすべての訴訟に対する統一的な規則を与えてはいないことに、まず留意しなければならない。したがって、ある場合には、裁判所は他国のものとは異なる点もありうる自国の裁判権抵触規則を適用せねばならない。

ブリュッセル協定は1968年に締結され、1972年にEEC発足時の6カ国で発効した。後にEC加盟国となった他の国も協定を承認した。さらに1988年には、ブリュッセル協定締約国とヨーロッパ自由貿易連合(EFTA)加盟国は、ルガノでもう一つの協定を締結した。ルガノ協定は1992年に発効した。これはブリュッセル協定に類似しており、それを少し修正したものになっている。この修正はスペインとポルトガルの加盟が決まったサンセバスチアン会議で、ブリュッセル協定自体にも導入された¹⁵。したがって、ブリュッセル協定とルガノ協定の本文は大部分同一である。以下では、ブリュッセル協定のみを引用する。ヨーロッパ経済地域(EEA)が設立され、スウェーデン、フィンランドおよびオーストリアが欧州連合に統合された後は、ルガノ協定の重要性はなくなると思われるからである。

*15: スペイン王国とポルトガル共和国の、「民事および商事における裁判権と判決の執行に関する協定」への加入に関する会議、1989 OJEC, No. L 285/1.

ブリュッセル協定は、直接的裁判権に関する規則を含んでいる。締約国の国内法が認めていない場合でも、裁判所に裁判権を与えている。さらに、この規則は強制的である。裁判所は裁判権を行使する権限をもつばかりでなく、行使を義務付けられている。協定の直接的裁判権規則は、不便宜裁判所(forum non conveniens)に関するコモンロー上の法理を入れる余地を残していない¹⁶。本協定のもう一つの重要な原則は、判決の自動的な相互承認である。若干の狭く定義された例外を除き、執行国の裁判所は判決を下した裁判所の裁判権あるいは判決の合法性を審査してはならない。

*16: Kropholler, ヨーロッパ民事訴訟法、第3版、ハイデルベルグ1991、Vor Art. 2, marg.no. 19.

2. 協定の適用範囲

(a) 本協定は、内容の理由によって (*ratione materiae*) 欧州裁判所 (ECJ) によって広く解釈されてきた用語である「民事および商事」に適用される。知的財産権の侵害に関する訴訟は明らかにこの標題の下に入る。法的分析上この出発点については大きな論争はない。しかし、この広範囲の適用範囲に対する特定の制限に注意を払わねばならない。つまり EPC の枠組みの中で締約国は、欧州特許の付与権をもつ資格を扱う訴訟に関して特別の条約を結んだ¹⁷。この狭い分野では、その付随書の規定がブリュッセル条約の矛盾する規定に優先する¹⁸。

*17: 欧州特許の付与権に関する裁判権および判決の認定に関する付随書 (認定に関する付随書)。詳しくは、*Stauder*、欧州特許協定 - *Münchener Gemeinschaftskommentar (Beier/Haerte/Schriker 編)*、ケルンその他、1984 以降、ff., 6. Lfg. 参照。また、*Kakkar v. Szelke*, [1989] FSR 225。

*18: ブリュッセル条約第 57 条(1)、認定に関する付随書第 11 条(1)参照。

(b) 一般に、本協定は、被告の住所地が締約国の一つにあるときにのみ適用される。法人に関しては、その所在地が住所地とみなされる。支店などの、締約国にある事業所は住所地とはならない。被告が締約国内に住所をもっていない場合は、国内の裁判権抵触規則が適用される。この原則は第 4 条に明確に述べられている¹⁹。

*19: したがって、日本の企業がオランダまたはドイツの裁判所で英国の企業を訴えた場合、ブリュッセル協定が適用される。しかし、英国の企業が日本の企業を訴える場合、もし後者が英国に支店をもっていたとしても、ブリュッセル協定は適用されない。

しかし第 4 条は、本協定が専属管轄を認めている場合には、この原則の例外を定めている。そのときは、被告の住所地が締約国になくても本協定の規則が適用される。知的財産権の分野での重要な例は第 16 条(4)である。特許、商標その他の登録された工業所有権の登録または有効性に関する手続では、専属管轄が登録出願または登録がなされた締約国の裁判所にある。したがって、オランダの裁判所は、その権利者がオランダ企業かフランス企業か日本企業かにかかわらず、ドイツの特許を取り消したり無効にすることはできない。これはドイツの裁判所に排他的に留保された事項である。

3. 本協定の適用は、外国特許に関する侵害訴訟の司法判断に結び付くか

(a) 裁判権を扱うブリュッセル協定の規定の限界については、後で確認する。さしあたっては、一般原則に従えば裁判権は被告住所地の裁判所にある (第 2 条(1)) と述べておけば十分だろう。従って明らかに、侵害が他国で行われても、外国の特許に関したものであっても、侵害者が自分の住所地で訴えられる可能性が生じる。

(b) このやり方の善し悪しを斟酌するには、上記の第 16 条(4)をより詳しく分析しなければならない。この規定は狭く解釈しなければならないというのが一般的なコンセンサスである。指導的

判例 *Schroefoutenfabrik v. Goderbauer*²⁰では、ECJは、特許や特許出願の権利に関係する従業員と雇用者の間の紛争に、第16条(4)を適用することを拒否した。さらに裁判所は、「特許侵害訴訟その他の訴訟は、本協定の一般規則によって規律される」という協定の報告書に含まれている記述に賛成して引用した。したがって、第16条(4)は外国特許権の裁判に一般的な障害とはならない²¹。

*20: 16 IIC 584 (1985) および *Staude* のコメント。

*21: *Kropholler* (脚注16)、Art. 16 marg.no.37 ff.; *Stauder*, Die Anwendung des EWG-Gerichtsstands- und Vollstreckungsabkommens auf Klagen im gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht, GRUR Int. 1976, 465, 510, 513; *Tetzner*, Die Verfolgung der Verletzung ausländischer Patente vor deutschen Gerichten unter Berücksichtigung des EWG-Gerichtsstands- und Vollstreckungsübereinkommens GRUR 1976, 669, 670 参照。

しかし、第16条(4)は、被告が外国特許の有効性に異議を唱えた場合には問題を起すかもしれない。そのような場合、裁判所は異議に関して予備的問題として判断することを妨げられないと大部分の注釈者は合意している。第16条(4)は、単に外国特許の第三者効をもって否定することを禁じているのみである。したがって、英国あるいはオランダの特許侵害を判断するとき、ドイツの裁判所は特許を無効と判断し、その結果として救済を拒絶することができる。しかし、逆の状況（英国あるいはオランダの裁判所によるドイツの特許侵害の裁判）では別の困難が現われる。大部分の他のヨーロッパの特許制度とは異なり、ドイツ法は厳格に無効手続と侵害訴訟を分けている。その結果、侵害訴訟ではドイツの裁判所は、ドイツの特許裁判所により無効とされない限りドイツの特許の尊重を義務付けられる。この点で外国の裁判所がドイツの裁判所よりも大きな権限をもつことになれば、かなりおかしい状況になるだろう。その一方で、裁判所は無効とされそうな特許の行使を強制されるべきではない。そのような場合には、ドイツの裁判所は訴訟手続を中止し、無効訴訟の判決が出されるまで侵害に関する判断を延ばすことができる。ブリュッセル協定はこの可能性を明示的には予測していないが²²、英国やオランダの裁判所は、ドイツの特許を判断するときに同様の方法で手続を進めることができるはずである。

*22: その第27条の適用は、非常に特別の状況に限られている。*Adams*、特許紛争における裁判所の選択、[1995] EIPR 497, 499。この問題は *Stauder* (脚注21) によって詳しく分析されてきた。GRUR Int. 1976, 465, 510, 513 ff.

(c) 特許法は元来属地的なものであるというよく知られた原則は、時々、外国特許に関する侵害訴訟での裁判権を否定するのに使われてきた。ここで言及できるのが、ドイツ最高裁判所の戦前の判例及び特許の付与によって与えられた権利はその権利が付与された地域の裁判所が決定すべきであるとの最近のイングランドでの判決 *Plastus Kreativ v. Minnesota* である。しかし、詳しく検討するとこの議論はあまり価値がないことがわかる²³。外国特許の侵害者に対する救済を認め、当該特許の法的効力を認める裁判所は、救済を認めることを拒否する裁判所よりも、その外国の主権を尊重することになる。

*23: *Benkard/Rogge* (脚注7)、第139節、*marg.no.* 100; OLG デュッセルドルフ GRUR Int. 1968, 100
- 「人工漆」; LG デュッセルドルフ GRUR Int. 1968, 101, 102- 「女性用体温計」。

(d) 外国特許の裁判権（ブリュッセル協定第16条(4)によって除外された領域以外の）は原則として認められるとの見解を受け入れたとしても、より特定の異議が、越境的差止命令に対して提起されるかもしれない。すなわち、当該裁判所の下す措置はその地域に制限されるべきであるとの主張である。しかし、そのような概念は必然的にブリュッセル協定の精神に反し、裁判権の非常に人工的な境界線と管轄の細分化をもたらすことになる。

IV. ブリュッセル協定 — 特定の論点

1. 第2条：被告住所地裁判所

既に述べたように、本協定は締約国に住所地をもつ人に対してはその国の裁判所で訴えられるという一般原則に従っている（第2条）。本協定により別個に明示的に認められていない限り他の裁判地はありえない。これは、伝統的に被告の保護を目指している被告住所地裁判所という基本原則を反映している。第2条が適用される場合、裁判地の正確な決定は国内法規の問題になる。したがって、特許侵害訴訟の判断に対する特別の裁判所が存在する場合（例えばイングランドの特許県裁判所（Patens County Court）やドイツの専門の地方裁判所）は、外国特許に関する訴訟もその裁判権に服することになる²⁴。

*24: OLG デュッセルドルフ GRUR Int. 1968, 100 - 「人工漆」; *stauder* (脚注22)、GRUR Int. 1976, 465, 468 参照。

2. 第6条(1)：共同被告の住所地

ブリュッセル協定第6条(1)は特別の裁判権規則を含んでおり、それによれば原告は複数の被告を、そのうちの一名の住所地がある締約国の裁判所に訴えることだできる。しかしこの規則は、全ての被告が何れかの締約国に住所地をもっている場合にのみ適用されるということを入念におこななければならない。日本の企業を、フランスまたはドイツの企業の共同被告として訴える訴訟の裁判権を与えるものではない。更にこの規定は、暗に各被告に対する請求の間に関連があることを前提としている。この関連の性質は、別個の訴訟を行うことにより生じるかもしれない相容れない判決が出る危険を避けるため、請求をまとめて判断することが望ましいというものでなければならない²⁵。特許侵害訴訟の場合、両被告が原告の同じ特許あるいは対応特許を侵害したとみなされるとの事実だけからは、十分な関連は生じない²⁶。例外的状況（両被告の侵害行為間の強い関連、侵害行為における両被告の直接的取引関係）でのみ、第6条(1)は適用される²⁷。

*25: *Kalfelis v. Bankhaus Schröder* [1988] ECR 5565; この原則は、第22条(3)の関連規定に反映されている。

*26: *Stauder* (脚注21)、GRUR Int. 1976, 465, 476 参照。

幾つかのヨーロッパ諸国では、裁判官は中間段階で大きな裁量権をもっている。特にオランダの *kort geding* 手続においてこのことが当てはまる。オランダの裁判所はその権限を詳しく定め、取るべき適切な措置を決める自由をもっている³⁸。最近、これらの権限が知的財産権の問題で域外差止命令を下すために広く使われてきた（ある場合にはヨーロッパ外に対してさえも）が、多くの人はより慎重なアプローチを提唱している。

*38：詳細は、*Brinkhof*、特許侵害に関連した略式手続およびその他の暫定措置、24 IIC 762 ff. (1993)。

V. 国内の裁判権規則

被告の住所地が何れの締約国にも属せず第 16 条が適用されない場合は、ブリュッセル協定第 4 条(1)は、国内の裁判権規則に回付している。既に述べたように、例えば日本に所在する企業を締約国で訴えられるかという問題は、各裁判地の国内法によって定めなければならない。もちろん、国内法もブリュッセル協定が基づいている最も重要な原則を守っている。従って、裁判権は一般に被告住所地の裁判所（被告住所地裁判所）にも、また、不法行為が起こった場所の裁判所（不法行為地裁判所）にも存在する。しかし多くの特殊性がある。

第一に、幾つかのヨーロッパ諸国ではブリュッセル協定が適用され、しかも裁判権を認めていない状況でも裁判権が主張されることがある³⁹。そのような「法外な」裁判権の例⁴⁰には、オランダ法やフランス法で伝統的に認められている原告住所地裁判所（*forum actoris*）原則（原告の住所地がある場所の裁判所に権限を与える）や、ドイツ民事訴訟法第 23 条に含まれている資産所在地裁判所（*forum patrimonii*）原則（被告の財産がある場所の裁判所に裁判権を与える）がある⁴¹。

*39：逆の状況も現われるかもしれない。例えばドイツ訴訟法はブリュッセル協定第 6 条(1)に対応する規則を含んでいない（共同被告の住所地の裁判所）。

*40：ブリュッセル協定第 3 条で明確に排除されている。

*41：ドイツ連邦最高裁判所の最近の画期的な判決では、CPC 第 23 節の適用範囲を、裁判地と十分な関連を示す訴訟に制限している。詳細は、*Hartwig*、不便宜裁判所と「hinreichendem」国内取得の間の裁判所地漁り、JZ 1996, 109 ff 参照。

第二に、コモンローの国々は伝統的にいわゆる不便宜裁判所原則を守っている⁴²。それによれば裁判所は、問題の判断に別の裁判所が適切だと考えれば国際的裁判権を拒否することができる。この非常に複雑な原則の最も権威のある解釈は、最近の *Spiliada Maritime Corp. v. Cansulex Ltd.*（スピリアダ裁判）における貴族院の判決に見ることができる⁴³。イングランドやアイルランドの裁判官がもつ裁判権の決定における広い裁量権は、大部分の大陸法系ヨーロッパ諸国における柔軟性に欠ける裁判権抵触規則とは極めて対照的である⁴⁴。

*42：この原則は、コモンローの仲間には所属しない他のヨーロッパ諸国（オランダやスウェーデンなど）にも何らかの影響をもってきた。*Bertrams*、26 IIC 618, 624 (1995)；*Hartwig*、JZ 1996, 109, 110（脚

注 19) 参照。

* 43 : (1986) 3 ALL ER 843=[1986] 3 W.L.R. 972。

* 44 : 詳細は、*Harteieg* (脚注 41) 、JZ 1996, 109 f 参照。

第三に、*British South Africa Co. v. Companhia de Mocambique*⁴⁵ という昔の判例に従ってイングランドの裁判所は、通常紛争が外国の土地の権原に関する場合は裁判権を否定している。幾つかの判決では、*Mocambique* 規則が外国の知的財産権に関する紛争に転用された⁴⁶。正当な理由で、注釈者たちはこの法理の拡大を強く批判している⁴⁷。知的財産権と不動産を同一視する説得力のある理由はない⁴⁸。

* 45 : [1893] AC 603。

* 46 : *Tyburn Productions Ltd. v. Conan Doyle* [1990] 1 ALL ER 910。

* 47 : *Jooris* (脚注 29) 、[1995] EIPR 127, 143 f 参照。

* 48 : 反対意見 : *Arnold* (脚注 13) 、[1990] EIPR 254 ff 参照。

VI. 法の抵触の問題

1. 一般原則：不法行為地法

一般に国際私法によれば、不法行為が起きた国の法律が適用されるべきである。これは、知的財産権侵害に対して特に当てはまる。一般の不法行為に関しては、抵触法規は例外を含んでいることがある。原告、被告双方が同じ国籍および住所地をもっている場合には、裁判所はしばしばその国の法律を適用し不法行為地法を無視する。しかしこの例外は、知的財産権侵害に準用するということはできない。知的財産権の場合、不法行為の存在は必然的に性質上属地性のある排他的権利の存在に依拠しているからである⁴⁹。

* 49 : LG デュッセルドルフ GRUR Int. 1968, 101, 102 – 「女性用体温計」参照。

2. 制限

ドイツの抵触法規は、EGBGB 第 38 条という特別の制限を含んでいる。つまり、請求は外国で不法行為を行ったドイツ人の被告に対してのみ、ドイツ法の下で可能な救済を越えない限りで認められる。幾つかの判決では、この法規⁵⁰が知的財産権侵害訴訟の枠組みの中で適用された。しかしドイツ法の下での救済の可能性は、抽象的な方法で確認しなければならない。したがって、原告が対応ドイツ工業所有権をもつか否か、あるいは、かかる対応の権利の有効期間がドイツでは

より短いかなどと尋ねるのは関連性がない⁵¹。

*50：この規則は EGBGB 第 12 条に正式に成文化された。

*51：LG デュッセルドルフ GRUR Int. 1968, 101 - 「女性用体温計」参照。

非常に最近まで、イングランドの法律はドイツの対応する法律よりも更に厳しい規則さえ含んでいた。一世紀以上の間、イングランドの法律は二重訴訟条件 (double actionability) というコモンローの原則を守っていた。この原則によれば、外国でなされた不法行為はイングランド法および行為がなされた国の法律双方の下で不法行為を構成する場合にのみ、イングランドでの訴訟が可能であった。非常に微妙でしかもかなり驚くべき議論により、イングランドの裁判所はこの二重訴訟条件のため、原告がイングランドと外国双方で対応権利をもっている、外国の知的財産権に関係した侵害訴訟の判断が禁じられているとした⁵²。その議論は以下のようなものである：知的財産権の属地性のため、イングランドでの権利は外国での行為によっては侵害することはできず、また、外国での権利はイングランドでの行為によっては侵害することはできない。したがって、侵害行為が仮にイングランドに持ち込まれたとしても、外国の権利はイングランド内で侵害することはできない。外国での知的財産権の違反に対する訴権 (ius actionis) は、英国の知的財産権に対する訴権とは異なるので二重訴訟条件は満たすことができない。当然のことながらこの議論は、当該不法行為の裁判地の実体法への不完全な仮想的移送に依拠しているという理由で非難された。幸いなことに、イングランドの立法者はごく最近、1995 年国際私法 (雑則)⁵³ を採択し、二重訴訟条件を全面的に放棄した。

*52：James Borrough Distiller plc et al v. Speymalt Whisky Distributors Ltd., *Kaya* による要約, [1990] EIPR 28 ff.; Def Lepp Music v. Stuart-Brown [1986] R.P.C. 273 参照。

*53：Kempner/Fricker、知的財産権訴訟における域外差止命令、国際商事訴訟、特別補遺、1996 年 4 月 p.5 参照。

VII. 最後に

これまで特許は、断片的で国毎の訴訟を通じて執行されてきた。近い将来この戦略は変わるだろうという明確な徴候がある。ブリュッセル協定とルガノ協定によってヨーロッパ諸国は、外国特許権の裁判および執行を大幅に容易にする法律手段を手に入れた。オランダの裁判官は、この手段の内在的可能性を十分に認識した最初の人々のうちに入る。従来訴訟の分断性は、今後世界の技術市場の現実をより適切に反映した、より合理的な特許執行機構に道を譲り、知的財産権の保有者はより簡素化された国際的特許執行戦略を構築できるようだろうと、期待がもてる。

(了)